

IV 公共事業の円滑な推進

(企 画 課)

IV 公共事業の円滑な推進

県土整備部では、社会资本の整備及び管理を通して、県民の安全で安心な生活を守り、豊かで快適な生活環境を作り、活力に満ちた地域社会を支えることに取り組んでいます。

このため、県土整備行政の総合企画をはじめ、公共事業に係る調査・計画から完成に至る各段階の適正な執行とその品質確保に向け、各種施策を展開することで、円滑な県土整備を推進しています。

1 県土整備行政の総合企画

- (1) 県土整備行政に関する企画・調査等
- (2) 県民参加型地域づくりの推進
- (3) 土木職の人材育成

2 担い手3法（品確法・入契法・建設業法）について

- (1) 平成26年6月における担い手3法改正
- (2) 令和元年6月における担い手3法改正
- (3) 担い手3法に係る県土整備部の主な取組み

3 公共事業評価制度

- (1) 公共事業の新規事業採択評価制度
- (2) 公共事業の再評価制度

4 工事の検査体制

- (1) 検査業務

5 公共事業の品質確保に向けた取組

- (1) 設計単価・積算基準・技術基準
- (2) 土木資材等の検査・試験
- (3) 新技術・新工法の活用促進
- (4) 各種施策の推進（DX推進TEAM、CALS/ECC、ICT活用工事、週休2日工事、三者協議会、ワンデーレスポンス、ウィークリースタンス）
- (5) 工事現場の安全確保

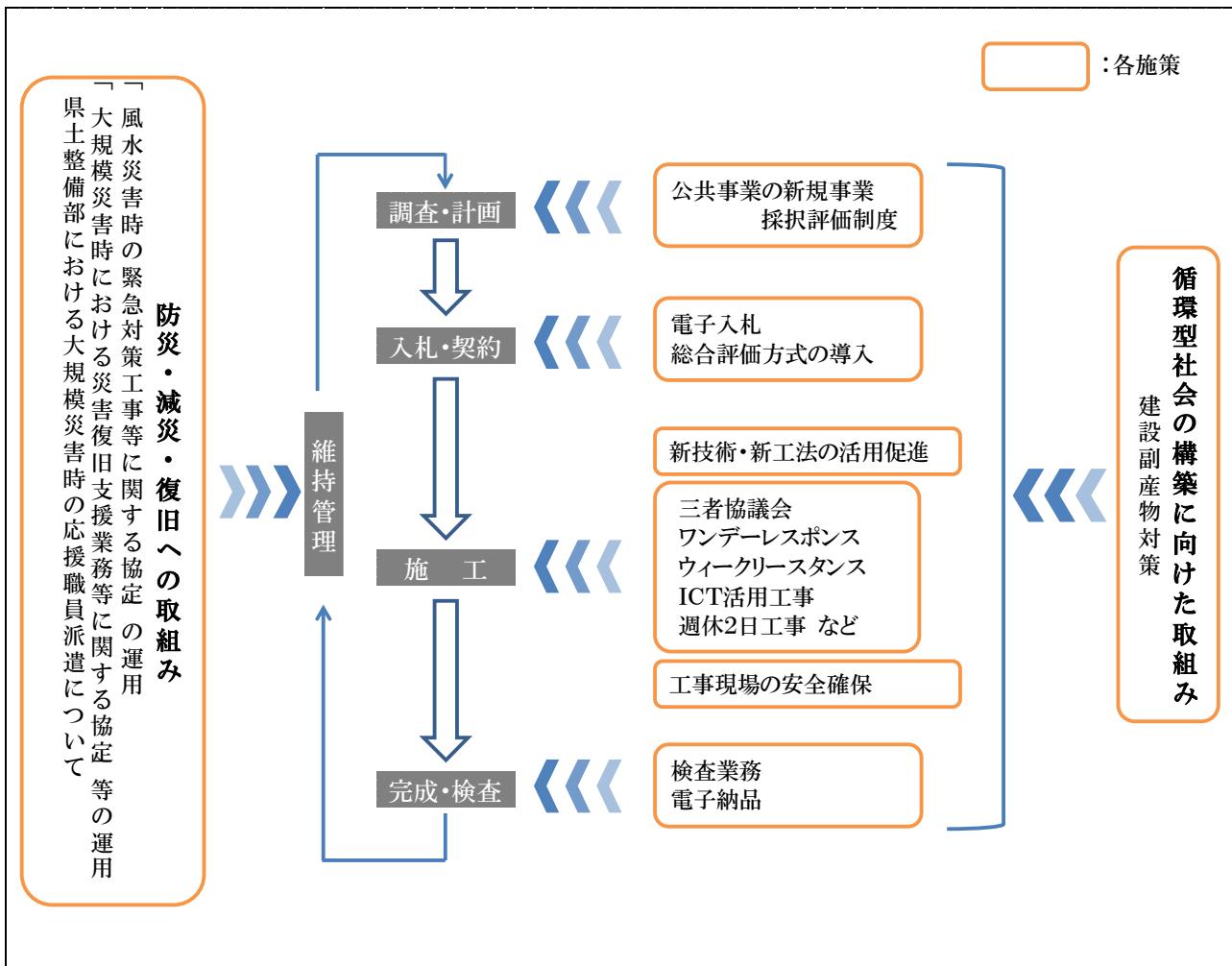
6 循環型社会の構築に向けた取組

- (1) 建設副産物対策

7 防災・減災・復旧への取組

- (1) 「風水災害時の緊急対策工事等に関する協定」の運用
- (2) 「大規模災害時における災害復旧支援業務等に関する協定」等の運用
- (3) 県土整備部における大規模災害時における応援職員派遣について

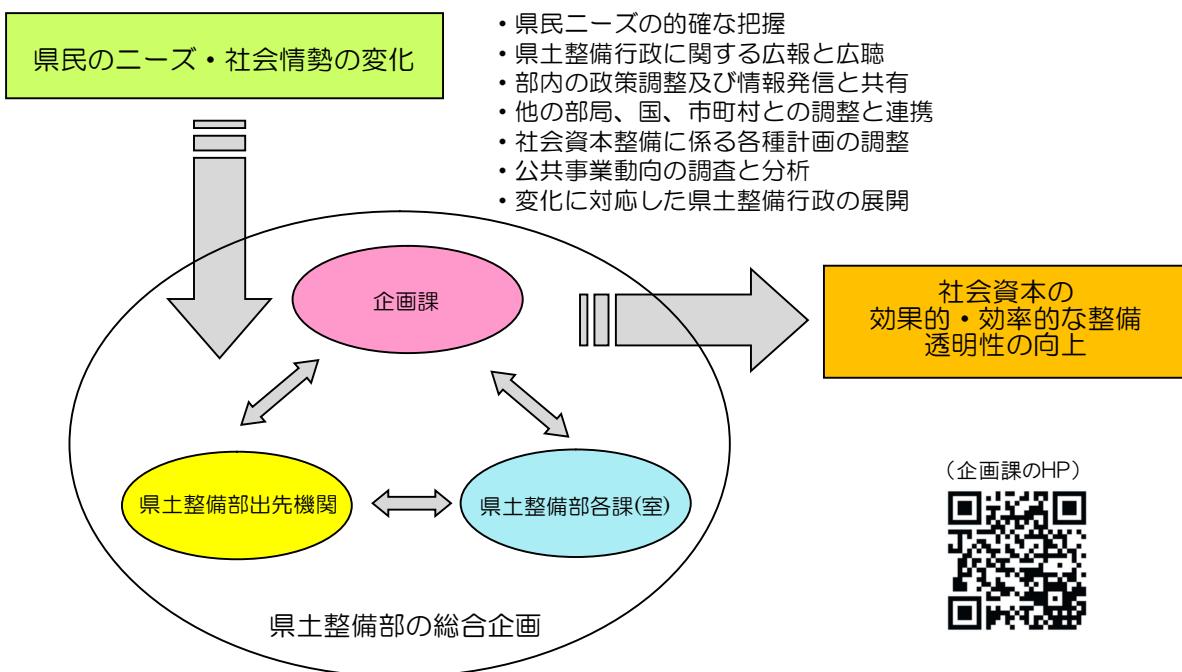
◆公共事業の円滑な推進【イメージ】



1 県土整備行政の総合企画

(1) 県土整備行政に関する企画・調査等

企画課では福岡県の重点施策等に関する県土整備部内の政策調整、国の社会資本整備重点計画等各種計画に係る他部及び部内各課との調整に関すること、国政の動向、情報の収集・提供、県土整備部の広報・広聴に関するここと等を行っています。県民の社会資本に対するニーズを的確に把握しながら県土整備を推進していきます。



(2) 県民参加型地域づくりの推進

県民ニーズを的確に把握し、住民の理解を得て県土整備を進めるため、住民参加型地域づくりを推進します。また、県土整備部では、道路清掃や植樹管理のボランティア活動、河川清掃や除草等の河川愛護活動等への支援、ワークショップ（※）を活用した合意形成などを行っています。

※ワークショップ…住民同士が主体性や責任を持って将来の道づくり、川づくりを行政とともに検討する場。

(3) 土木職の人材育成

土木という業務は、様々な地理的、地形的条件の土地で、日々変化する気象条件等に対処しながら、一品生産で道路や河川等の管理施設を構築する経験工学に基づく分野であり、土木職の技術力は実務経験の積み重ねやOJTに依存する割合が特に高い状態にあります。そのため、人材育成の基盤をOJTと位置づけ、研修（OFF-JT）、自己研鑽（SD）によりOJTを強化・補完します。さらに、コミュニケーション能力や技術力向上に関する意識・意欲（モチベーション）等の向上・高揚に努めています。

ア OJTによる人材育成

人材育成の基盤はOJTですが、業務量の増加や職員同士の関係性が希薄になってきたことからその機会が減少しています。そのため、OJTの強化や、コミュニケーション能力の向上に向けた取組みを実施します。

①土木職のOJTの強化

○職場内インターンシップ（R3～）

採用から1つ目の配属における2年目、3年目の職員を対象として、他係の仕事を知る、他係員とのコミュニケーションの機会を得るために、職場内インターンシップを実施します。また、本取組は若手職員が係異動の参考とする機会として有効活用されることも期待されます。

○職場間インターンシップ（R4～）

採用から一定の期間※の職員を対象として、他の職場の仕事内容を知る、他の職場の職員とのコミュニケーションの機会を得るために、職場間インターンシップを実施します。当面の間は、県庁と出先事務所間でのインターンシップとし、転勤の参考及び心理的負担軽減、職員の健全な労働意欲（モチベーション）を維持することが期待されます。

※目安として2つ目までの配属における転勤前までの間とします。

○検査帯同（R3～）

採用から一定の期間※の職員を対象として、着手前・施工中・検査時における業務の進め方について先輩職員から後輩職員へ経験（技術）を継承する機会を創出します。着手前には、現場着手にあたり本現場での注意点や関係者との対応等、施工中には、施工に当たっての注意点や業者との対応等、検査時には検査員からの指摘事項等各段階においてOJTを実施します。

※目安として2つ目までの配属における転勤前までの間とします。

※OJTとは、「On the Job Traininng」の略称で、新人や未経験者に対して、実務を体験させながら仕事を覚えてもらう教育手法です。実務に携わる人から直接指導を受けられ、人間関係の構築に役立つなどのメリットがある一方で、指導にばらつきがでたり、指導する職員の業務に支障が出るなどのデメリットもあります。土木工学は経験工学とも言われ、OJTを通じた知識や経験の継承が主に行われてきました。

イ 土木技術職員研修（OFF-JT）※OFF-JT：Off the Job Traininng

OJTを補完するため、県土整備部研修（OFF-JT）を実施し、職種、階級ごとに必要な能力をもつ職員の育成に努めます。県土整備部研修については、「土木技術職員人材育成プラン」に沿って、下記の5項目を研修の役割として設定しています。

①役割

- 意欲・意識（モチベーション）の高揚
- 経験の浅い若手職員の育成
- 技術力の維持・向上
- 技術研鑽意識の高揚
- 公務員倫理の徹底

②令和4年度の研修予定

研修名	内 容
土木技術I研修	福岡県における県土整備行政の概要・目的・仕組みについて理解し、業務遂行に必要となる基礎的知識や技術職員としての立場、心構えを習得させます。

現 場 管 理 研 修	工事検査、段階確認の模擬研修や現場等で起こりうる課題の解決に関するグループ討議を通して、業務遂行に必要となる技術的スキルを養います。
土 木 技 術 II 研 修	福岡県の県土整備行政の現状を理解するとともに、行政として必要な知識を広く習得し、積極的に職務を遂行できる能力を養います。
主 任 技 師 研 修	業務を遂行していくために必要な知識を習得し、業務遂行・管理(マネジメント)する能力や、自らの問題や課題等を発見して解決する「問題解決能力」の修得を図ります。
主 任 技 師 中 間 研 修	主任技師としての役割を再認識し、公務員倫理の理解を深めます。
技 術 主 査 研 修	県土整備行政の理解と政策立案を担うとともに、職場で主体的に業務遂行・管理(マネジメント)する能力、合意形成、他機関との協議調整を円滑に行うスキルを学ぶ。また、職場で活用できる若手職員指導のためのスキルを学びます。
係 長 初 任 者 研 修	係を統括する者として係員が担当するすべての業務を技術的・政策的に適切に遂行・管理する手法を学びます。
課 長 初 任 者 研 修	本庁においては課長を補佐し、事務所においては課を統括する者として課内のすべての業務を技術的・政策的に適切に遂行・管理する手法とともに、入札制度や建設業界の状況を総合的に理解・把握するスキルを学びます。
災 害 復 旧 事 業 ブ ロ ッ ク 講 習 会	災害発生から申請までの災害復旧事業の手続きに関するスキル及び知識を習得させます。

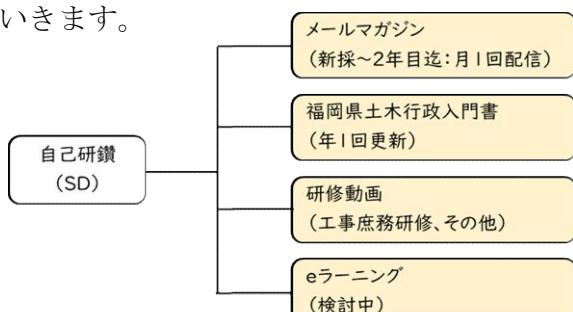
また、研修の充実を図るため、（公財）福岡県建設技術情報センターが主催する下記研修を採用後3年目までの必須研修に位置付けています。

【採用後3年目までの受講を必須とする研修】

1年目	積算手計算（初任者）研修
	土木施工管理研修
	公共測量（実習）研修
2年目	住民との合意形成研修
	i-Construction研修
3年目	土質調査・解析研修

ウ 自己研鑽（SD）※SD：Self Development

新規採用職員、2年目職員を対象としたメールマガジンの配信（月1回）を行うことに加え、それらをまとめた「福岡県土木行政入門書～若手の土木技術職員のみなさんへ～」を毎年更新し、その他職員に対しても自己研鑽に資する教材を提供しています。また、eラーニングや研修動画の配信により、必要な時に必要な内容について学べる柔軟な学習機会を創出していくきます。



2 担い手3法（品確法・入契法・建設業法）について

（1）平成26年6月における担い手3法改正

近年の建設投資の大幅な減少による受注競争の激化や、建設業からの離職者の増加及び若年就職者の減少による将来の担い手不足などにより、地域の維持管理体制への懸念が生じています。これらの課題に対応し、現在及び将来にわたる公共工事の適正な施工及び品質の確保と、その担い手の確保を目的として、以下のとおり法改正が行われました。

<法改正の概要>

品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）の改正（H26.6.4公布・施行）

<目的> 公共工事の品質確保の促進

→そのための基本理念や発注者・受注者の責務を明確化し、品質確保の促進策を規定

■基本理念の追加：将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保、ダンピング防止 等

■発注者の責務（基本理念に配慮して発注関係事務を実施）を明確化

（例）予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、計画的な発注、円滑な設計変更

■事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、それにより行き過ぎた価格競争を是正

入契法（公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律）の改正（H26.6.4公布）

<目的> 公共工事の入札契約の適正化

→公共工事の発注者・受注者が、入札契約適正化のために講すべき基本的・具体的な措置を規定

■ダンピング対策の強化

・ダンピング防止を入札契約の適正化の柱として追加

・入札の際の入札金額の内訳の提出、発注者による確認

■契約の適正な履行（＝公共工事の適正な施工）を確保

・施工体制台帳の作成・提出義務を拡大

建設業法の改正（H26.6.4公布）

<目的> 建設工事の適正な施工確保と建設業の健全な発展

→建設業の許可や欠格要件、建設業者としての責務等を規定

■建設工事の担い手の育成・確保

・建設業者、建設業者団体、国土交通大臣による 担い手の育成・確保の責務

■適正な施工体制確保の徹底

・業種区分を見直し、解体工事業を新設

・建設業の許可等について暴力団排除条項を整備

※国土交通省の資料をもとに作成

（2）令和元年6月における担い手3法改正

平成26年の「担い手3法」の改正により、様々な成果がみられましたが、一方で、相次ぐ災害を受け「地域の守り手」としての建設業への期待、働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正、i-Constructionの推進等による生産性の向上など、新たな課題や引き続き取り組むべき課題も存在します。新たな課題に対応するため、再び担い手3法の改正が行われました。

<法改正の概要>

品確法の改正（R1.6.14 公布・施行）

- 災害時の緊急対応の充実強化：緊急性に応じた適切な入札方法の選択、建設業者団体等の災害協定の締結等
- 働き方改革への対応：適正な工期の設定、債務負担行為・繰越明許費の活用、発注見通しの公表等
- 生産性向上への取組み：情報通信技術の活用等
- 調査・設計の品質確保：測量、地質調査等の調査及び設計を法の対象として位置付け

建設業法・入契法の改正（R1.6.12 公布）

- 建設業の働き方改革の推進：長時間労働の是正、現場の処遇改善
- 建設現場の生産性の向上：限りある人材の有効活用と若者の入職促進、建設工事の施工の効率化の促進のための環境整備
- 接続可能な事業環境の確保：経営業務管理責任者に関する規制の合理化、円滑な事業継承の仕組みの構築

※国土交通省の資料をもとに作成

(3) 担い手3法に係る県土整備部の主な取組み

ア 予定価格の適切な設定

建設業者が適正な利潤を確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格を設定している。

- ①労務単価・・・最新の公共工事設計労務単価を用いて予定価格を設定。
- ②資材単価・・・主要資材については毎月改定、一般資材については年2回の改定。
- ③積算基準等・・・土木工事積算基準及び設計業務等積算基準は、最新のものを使用。

イ ダンピング防止対策の強化

公共工事の品質確保と下請けを含む建設業全体の労働環境の改善を図る。

- ①適正な最低制限価格の設定
- ②入札者に工事内訳書の提出の義務付け
- ③施工体制台帳の提出を義務付け
- ④下請業者との契約において社会保険料の内訳を明示した標準見積書の活用を要請

ウ 計画的な発注

- ①発注見通し(発注予定情報)・・・予定価格が250万円を超える工事について四半期ごとに公表。
- ②発注・施工時期等の平準化・・・債務負担行為や余裕工期を活用し、工事の平準化を図る。

エ 総合評価方式による一般競争入札

公共工事の品質確保・向上と企業の技術力向上のため平成19年10月より総合評価方式による一般競争入札を導入しています。対象は5千万円以上の建設工事。

オ 働き方改革への対応、生産性向上への取組み

- ①ICT技術の活用（ICT活用工事、遠隔臨場の試行）
- ②週休2日工事の試行

3 公共事業評価制度

(1) 公共事業の新規事業採択評価制度

ア 概要

公共事業の実施過程における透明性の一層の向上と効果的な事業実施を図るため、新規の公共事業について、事業の位置づけ、必要性と効果、実施環境の3つの視点から評価を行うものです。

イ 評価対象

県土整備部が事業主体となって実施する公共事業のうち、新規事業採択評価審議委員会の審議を経て評価を行う事業は、ウに示す事業分野及び事業規模に該当する全ての事業（災害などの緊急的な事業、日常的な維持管理事業等を除く）を対象としています。

ウ 新規事業採択評価対象事業分野

事業規模	事業分野
事業費 10億円以上	改築系道路事業、河川改修事業、港湾事業、海岸事業、ダム事業
事業費 2億円以上	交通安全事業、河川環境事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業

(2) 公共事業の再評価制度

ア 概要

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業採択後、一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等について評価を行い、事業の継続や見直し等の方針を決定するものです。

イ 評価対象

県土整備部（及び建築都市部）が事業主体となって実施する公共事業のうち、以下のいずれかに該当する全ての事業（維持管理、災害復旧等を除く）を対象としています。

- ① 事業採択後一定期間（5年間）が経過した後も未着工の事業
- ② 事業採択後長期間（10年間若しくは5年間^{※1}）が経過している事業
- ③ 事業採択前の準備・計画段階で一定期間（5年間）が経過している事業
- ④ 再評価実施後一定期間（5年間^{※2}）が経過している事業
- ⑤ 再評価の実施主体が再評価の必要性があると判断した事業

（※1 補助事業は5年間）

（※2 参考：建築都市部所管の下水道事業は10年間）

ウ 事業再評価検討委員会等

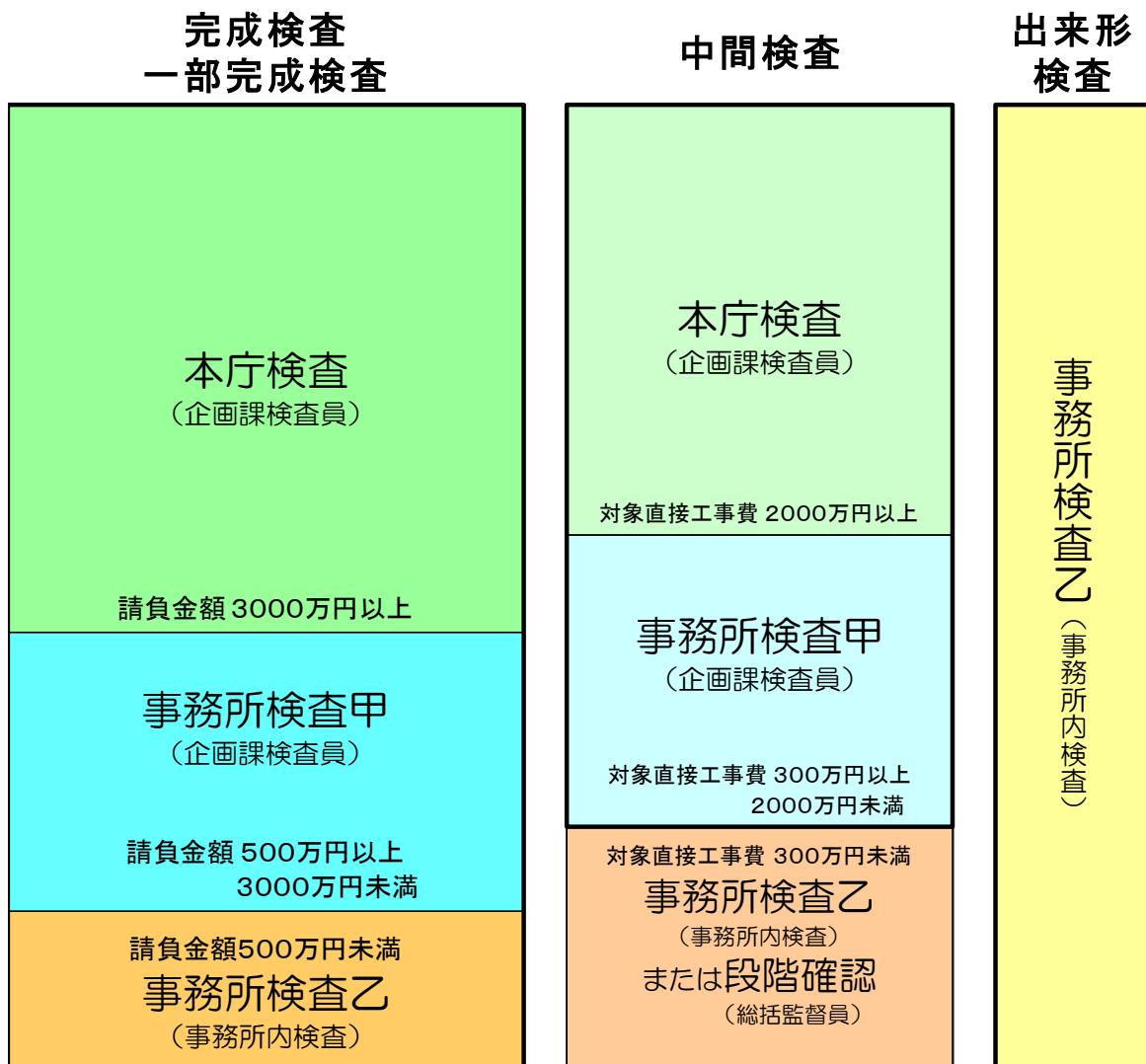
公共事業の再評価にあたり、第三者の意見を聴くため、学識経験者等から構成される委員会を設置し諮問を行っています。また、河川法に基づく河川整備計画策定に伴い流域協議会等が設置されている河川等については、委員会に代え、その協議会等への諮問を行っています。

4 工事の検査体制

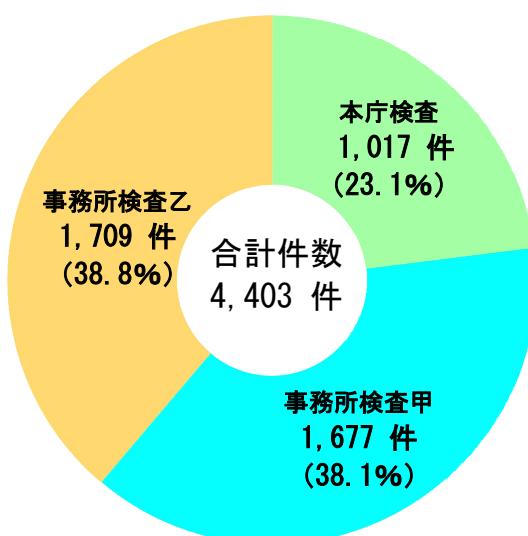
(1) 検査業務

工事の検査業務は、工事が全部または部分的に完成した段階で、工事が契約内容どおり適正に履行されているか、施工管理資料及び現地計測等により確認を行います。

工事検査には、その目的に応じて、完成検査・一部完成検査、中間検査、出来形検査があります。種類の詳細及び令和3年度の完成検査件数は以下のとおりです。



令和3年度完成検査件数



5 公共事業の品質確保に向けた取組み

(1) 設計単価・積算基準・技術基準

県土整備部が発注する工事の設計積算の基礎となる設計単価・積算基準・技術基準等について
は、下記のとおり制定しています。

【設計・積算に関する図書】

名称	主な内容	備考
土木工事実施設計単価表	土木工事の積算に用いる労務費 材料費に関する単価	毎月改定
建設機械等損料算定表	建設機械に関する損料等	2年に1回改定
土木工事標準積算基準書	土木工事の積算を行う際の基準	年1回改定
機械設備積算要領	機械設備工事の積算を行う際の基準	年1回改定
設計業務等標準積算基準書	設計業務等の積算を行う際の基準	年1回改定
用地調査等業務費積算基準書	用地調査等の積算を行う際の基準	年1回改定
設計業務等委託共通仕様書 測量業務共通仕様書 地質調査業務委託共通仕様書 用地調査等業務共通仕様書	各業務に共通する技術上の指示 事項	適宜改定

【施工管理・技術管理基準に関する図書】

名称	主な内容	備考
土木工事共通仕様書	土木工事に係る工事請負契約書 及び設計図書の内容についての 統一的な解釈および運用	適宜改定
土木工事施工管理の手引き	土木工事に係る技術管理基準及 び施工管理に関する留意点、要 領等	適宜改定

(2) 土木資材等の検査・試験

ア 土木資材の検査

土木工事に使用する主要な資材について、定期的に立会検査を実施し、品質管理の状況
を確認しています。

立会検査を実施している主要資材

資材名	備考
アスファルト混合物	アスファルト混合物事前審査制度における検査に立会
コンクリート二次製品	積ブロック、側溝、L型擁壁等

イ 公的試験機関の活用

土木工事の施工に関して、共通仕様書等で規定している品質管理について、その品質が構造物の耐久性等に重大な影響を及ぼすものについては、公的試験機関（原則として、（公財）福岡県建設技術情報センター）において品質の確認試験を実施することとしています。

公的試験機関での品質管理試験の実施を義務付ける主な項目

種 別	試 験 項 目
コンクリート	圧縮強度試験・曲げ強度試験
鋼 材	ガス圧接施工時の引張試験
舗装工	コアの密度測定・ホイールトラッキング試験

(3) 新技術・新工法の活用促進

ア 新技術・新工法活用促進制度の創設（平成18年度）

県土整備部では、下記を目的に「福岡県新技術・新工法活用促進制度」（愛称「福岡新技術・新工法ライブラリー」）を創設し、公共事業における新技術・新工法の活用を促進しています。

- 【目的】①建設コストの縮減、環境負荷軽減等の社会資本整備に関する課題への対応
②県内の企業等の開発意欲の向上や育成

イ 新技術・新工法活用促進制度の概要

県内の民間企業等から申請された新技術・新工法は、技術評価委員会の審査を経て、「申請情報」もしくは「基準適合情報」としてデータベースに登録されます。

【登録件数について】

（令和4年4月時点）

	過年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	合 計
申 請 情 報	1	15	21	11	16	16	80
基準適合情報	21	11	2	2	2	7	45
合 計	22	26	23	13	18	23	125

※現在登録されている件数。（登録期間は5年間。ただし、基準適合情報の新技術等が活用された場合には、登録期間を合計で10年まで延長できます。）

※「-」は登録期間満了のため、登録抹消。

- 申請情報は、県土整備部事業で活用可能な新技術・新工法の技術情報として、ホームページ等で広く周知、広報されます。
- 基準適合情報は、上記に加え、設計時の工法検討の際に、比較検討の対象として活用されます。

※「福岡県 新技術・新工法活用促進制度」の詳細は、県ホームページ参照
(詳細はこちら)
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/singijyutu-rib.html>

または、『福岡県企画課』でキーワード検索、『技術基準』へ



(4) 各種施策の推進

ア DXの推進 ※DX : Digital Transformation

DXとは、「ITの浸透が人々の生活のあらゆる面でより良い方向に変化させること」という概念です。建設業界では、担い手不足や豪雨災害への対応、インフラ老朽化など、多くの課題があり、それらの解決に向け生産性向上の取り組みが国をあげて進められています。また、社会全般としては、技術革新の進展（Society5.0）や新型コロナウィルス感染症に対応する働き方、行政のデジタル化・スマート化が急速に進められています。そこで、国土交通省や県庁のデジタル化・DX化に伴う施策を踏まえ、県土整備部のDXを推進することを目的として、令和4年1月に部内にDX推進TEAMを設置しました。この中では各事業ラインを越えた情報共有や課題解決に取組んでいます。本取組みは、職員の作業の効率化や専門技術の継承支援等、人手不足や公共サービスの質を維持するために検討するものです。

イ CALS／EC（公共事業支援統合情報システム）の活用

公共事業のIT化について、福岡県では電子県庁推進計画（H13.12）に基づき公共事業の調達業務の電子化促進として、電子入札システム、入札情報サービスシステム、名簿管理システム及び電子納品／情報共有システムの構築を行い、IT活用による行政事務の効率化・高度化、事業者の負担軽減及び公共事業の透明性の確保を目指しています。

電子入札・・・平成23年10月から、すべての競争入札を対象に電子入札を実施

電子納品・・・平成18年1月から試行開始、対象範囲は順次拡大中

（工事）平成22年4月から当初設計金額（税込）に応じて、

2000万円以上の全案件で実施

2000万円未満の全案件で試行

（業務委託）平成20年4月から実施（用地調査業務等は除く）

ウ ICT技術の活用

・ICT活用工事 ※ICT : Information and Communication Technology

ICT活用工事とは、情報通信技術（ICT）を建設現場に導入することで、建設現場の生産性や品質の向上、現場の安全確保等を図るものです。

県土整備部では、平成29年度から一部工事でICT土工の試行を開始し、令和元年6月に試行要領を策定しました。同年に朝倉地域において発注者が3次元設計データを作成し受注者へ貸与するICTモデル地区の設定を行い受注者の負担軽減を図りました。また、令和2年度から対象工種を順次拡大するとともに、令和4年度からは発注者指定型を導入しており、引き続き普及拡大に向けて取り組んでいきます。

・遠隔臨場

遠隔臨場とは、受注者がスマートフォン等で撮影した現場映像を、インターネットを利用し県の担当者が事務所でリアルタイムに確認して、段階確認、材料確認、立会等の臨場を遠隔で行うものです。県土整備部では、令和2年度から試行を開始しています。

エ 週休 2 日工事

週休 2 日工事とは、4 週 6 休以上の現場閉所率又は平均休日率を達成したと認められる工事で、建設業界における中長期的な担い手の確保・育成に向けた環境整備に取り組むものです。週休 2 日を達成した工事に対し、工事費の増額、工事成績評定での加点評価や実施証明書の発行を行います。

県土整備部では、平成 30 年度から試行を開始しており、引き続き、普及促進に向けて取り組んでいきます。

オ 三者協議会

三者協議会とは、発注者、設計者、施工業者が工事着手前に一同に会し、事業目的、設計思想・条件等の情報を共有し、施工上の課題や新たな技術提案に対する意見交換などを行うことで、事業の円滑な執行を図るものです。平成 23 年度から実施しています。

カ ワンデーレスpons

ワンデーレスponsとは、監督員が個々で実施していた「現場を待たせない」、「速やかに回答する」という対応を、より組織的、システム的なものとして、工事現場等において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現するものです。

県土整備部では、「工事」を対象に、平成 20 年度から試行を経て、平成 24 年度から実施しています。また、令和元年度から対象を「業務委託」にまで拡大し、一層の効果拡大を図ることを目的に本取組を実施しています。

キ ウィークリースタンス

Wiークリースタンスとは、業務委託において、受発注者間における仕事の進め方として、1 週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定める受発注者共同の取り組みです。

県土整備部では、設計業務等の業務環境を改善し、より一層の業務の円滑な実施と品質向上を目的として令和元年度から実施しています。

ク 緑化の推進

(街路樹リーフレット)

都市における「緑」は、木陰の創出など重要なものです。福岡県は緑化木の生産では全国有数の産地ですが、近年緑化木の需要が減少しています。
この取組を広げるために「街路樹リーフレット」を作成しています。



ケ 建設業の働き方改革推進に向けた共通目標設定

九州・沖縄ブロック土木部長等会議のメンバーである国、県及び政令市は、建設業の働き方改革推進に向け、共通目標を設定し鋭意努力しています。

(令和 4 年度における共通目標)

○インフラ DX の普及・拡大に向けて

- ・土木工事のうち、発注規模が一定規模以上の工事を「ICT 活用工事」の対象とする。〈対象工種 土工、舗装（新設・修繕）〉
- ・土木工事における、「遠隔臨場活用工事」を推進する。
- ・共通様式で ICT 活用証明書を発行する。

- ・簡易型ICT活用工事（土工）における工事成績加点を実施する。
- ・国、県、政令市合同のインフラDX研修会（ICT施工等）を開催する。
- ・遠隔臨場活用効果事例集を作成する。

○週休2日工事の普及・拡大に向けて

- ・災害復旧工事以外の全ての土木工事を「週休2日工事」の対象とする。
 - ・共通様式で週休2日実施証明書を発行する。
 - ・九州・沖縄ブロックで統一現場閉所日を設定する。
- (令和4年度は、8月と11月の2回を予定)

○工事関係書類の様式の統一化に向けて

- ・土木工事における受発注者の更なる業務効率化を図るため、工事関係書類の様式の統一化を推進する。

(令和3年度までに、27種類について統一様式へ移行し運用中)

○建設業の魅力発信の取組拡大に向けて

- ・災害時の「地域の守り手」としての活動状況や若い担い手の活動等、建設業の魅力を広報する。

(5) 工事現場の安全確保

公共事業の円滑な推進に向け、工事の安全確保は最優先事項です。このため、県土整備部では、各出先事務所に「安全対策委員会」を設置し、発注者・請負者で連携し、下記の三本柱を中心に、工事現場の安全確保に努めています。

ア 現場の安全点検の強化

監督員や検査員など、複数の点検員によりチェックシートを活用した安全点検を実施しています。

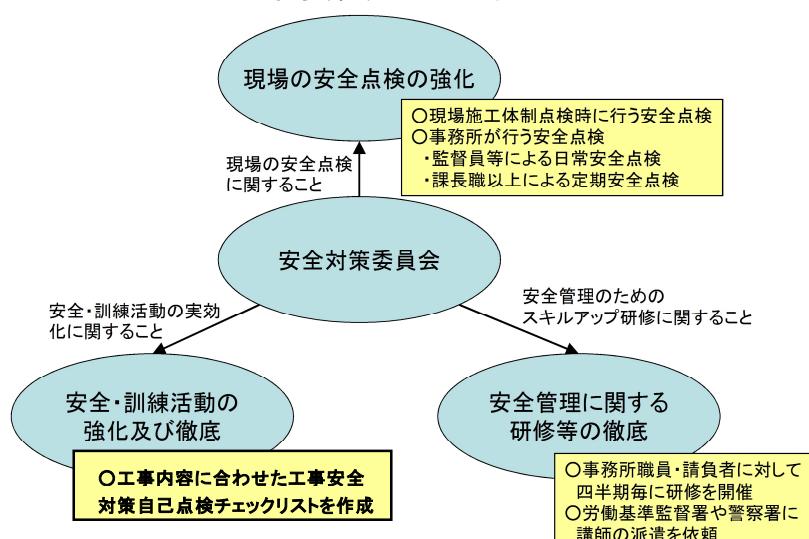
イ 安全訓練活動の強化及び徹底

請負者に義務付けている「安全・訓練活動」について、工事内容に合わせた「工事安全対策自己点検チェックリスト」の作成を行い、チェックリストの内容について、監督員等が現場の安全対策の取り組みを確認しています。

ウ 安全管理に関する研修の徹底

労働基準監督署や警察署などの専門的知識を有する講師による実践的な研修を実施し、発注者・請負者それぞれの立場で安全管理意識のスキルアップを図っています。

安全対策委員会の取組み



6 循環型社会の構築に向けた取組み

(1) 建設副産物対策

建設工事においては、建設副産物（建設発生土、コンクリート、アスファルト、木材等の建設廃棄物）が発生します。

県土整備部では、資源の有効利用や生活環境の保全に向け、3Rの推進や廃棄物処理の適正化を基本的な考え方とした様々な取組みを展開しています。

※ 3R・・・ 発生抑制【Reduce】、再使用【Reuse】、再生利用【Recycle】

ア 発注者間の連携

国や地方自治体の各公共工事発注部局で構成された「建設副産物対策連絡協議会」において、情報交換の推進、各種施策の徹底など、各部局間の連携を図っています。

イ 建設リサイクル法の推進

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」では、一定規模以上の建築物等の解体工事等については、分別解体等を行った上で排出された特定建設資材の廃棄物については、再資源化を義務付け、リサイクルを推進することとしています。

県の公共工事においても、法に基づき、リサイクル材の利用促進などに努めています。

※ 特定建設資材

- | | |
|----------|---------------------|
| ① コンクリート | ② コンクリート及び鉄から成る建設資材 |
| ③ 木材 | ④ アスファルト・コンクリート |

ウ 建設発生土の有効活用

工事発注者間で「建設発生土情報交換システム（土砂等の搬出・搬入の情報をデータベース化したもの）」を活用し、建設発生土の工事間利用の促進を図っています。

エ 改良土承認制度

建設発生土を改質した改良土の中で、一定の品質基準や環境基準を満たすものについては、県土整備部で承認し、その有効利用の促進を図っています。

承認された改良土については、定期的に品質確認を行い、必要に応じて立入調査も実施しています。

オ 福岡県リサイクル製品認定制度（環境部所管）

本県では、資源の循環及び廃棄物の減量の促進を図り、循環型社会の形成に資することを目的に、品質、安全性等について一定の基準を満たすリサイクル製品の認定を行っています。

県土整備部では本制度を活用し、認定された建設資材の積極的な利用促進を図っています。

7 防災・減災・復旧への取組み

(1) 「風水災害時の緊急対策工事等に関する協定」の運用

県土整備部では、管理する公共土木施設が被災した際、その機能復旧を速やかに図るために、一定の条件を満たした地元建設業者と緊急対策工事等の実施に関する協定を締結しています。(協定期間：毎年6/1～翌年5/31)

この協定では、災害時の緊急対策工事に関すること以外に、建設業者の自主活動として公共土木施設の巡視や地域防災活動への参加、防災資格の取得等の推奨なども規定しており、日頃からの防災・減災への取組みを強化しています。

【協定の目的】

- ◊ 風水災害時における緊急対策工事の迅速かつ適切な実施
- ◊ 建設業者の地域防災に資する自主活動の推進

(2) 「大規模災害時における災害復旧支援業務等に関する協定」等の運用

県土整備部では、大規模災害が発生した際に、速やかに被害状況を把握するため、建設業関係団体と「大規模災害時における災害復旧支援業務等に関する協定」等を締結しています。これらの協定では、大規模災害時の復旧支援業務以外に、大規模災害に備えた社会貢献活動として災害復旧支援に関する研修会や県・市町村職員の技術研修等への講師派遣や地域精通度を高めるため梅雨時期前に巡視活動を行うなど、大規模災害に備えています。

締結先	締結日	対象施設
(一社) 福岡県測量設計コンサルタント協会	H26.4.24	道路及び河川
(一社) プレストレスト・コンクリート建設業協会九州支部	H26.7.11	コンクリート橋等
(一社) 福錐会	H28.8.9	道路のり面等
(一社) 福岡県交通安全施設業協会	H29.9.11	交通安全施設等

(3) 県土整備部における大規模災害時の応援職員派遣について

県土整備部では、大規模災害が発生し、その被災箇所を管轄する県土整備事務所等において、被災事務所単独では対応ができない場合に、県土整備部内での応援を円滑に行うために下記の応援職員を定め、早期の災害復旧を図っています。

ア 初動対応職員（通称 FK-Team）

(ア) 指揮班（課長級・補佐級）

災害発生直後から初動対応に必要な期間において、専門知識を活かした指導的な立場で技術的支援を行う職員。

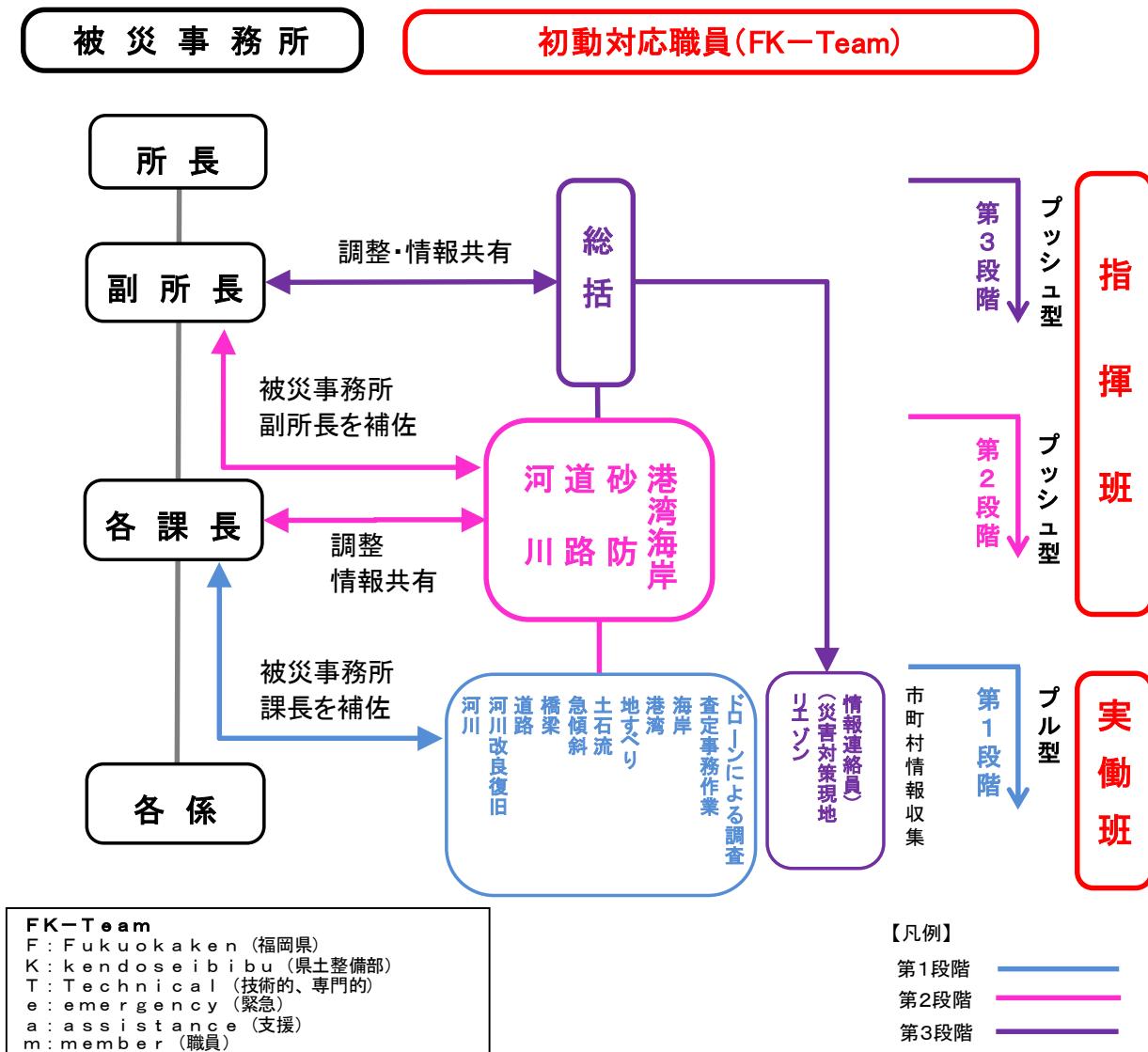
(イ) 実働班（係長級以下）

災害発生直後から初動対応に必要な期間（1～2週間程度）において、河川、道路、急傾斜、砂防、港湾などの専門知識を活かし、被災状況等の調査などの災害対応業務を行う職員。

イ 災害査定支援職員

被害の概要判明後から災害査定までの期間（1回の派遣につき原則2週間）において、派遣先事務所で配属された部署の上司又は指揮班の職員に従い、災害査定支援業務を行う職員。

大規模災害時の初動対応職員(FK-Team)組織図



初動対応職員(FK-Team)派遣段階表

派遣段階	派遣職員	派遣職員の組織対応	職員要請タイプ
第1段階	実働班	実働班は、被災事務所課長を補佐し、災害対応業務を実施。	プル型
第2段階	実働班+指揮班	指揮班は、被災事務所課長と災害対応業務等を調整・情報共有し、実働班に業務を指示。	プッシュ型
第3段階	実働班+指揮班(+総括指揮者)	総括指揮者は、被災事務所副所長と調整・情報共有する。また、指揮班総括業務のほか、被災市町村、自衛隊、TEC-FORCE(※1)等との連絡調整業務を行い、指揮班、実働班に必要な業務を指示。	プッシュ型

※1 TEC-FORCE(テック・フォース):国土交通省の緊急災害対策派遣隊の通称

(4) ドローンの配備

県土整備部では、災害発生時に職員が近づけない現場において、ドローンにより撮影することで、迅速かつ安全に被害状況を把握し、早期の応急対応や住民への情報提供に活用しています。

1 1 県土整備事務所（各1台）にカメラ搭載ドローンを配備し、安全に利用するため、保険に加入し講習会による操作訓練を実施しています。